



具体的な業務内容

(1) 査察指導員 (SV)

社会福祉法第 15 条第 1 項第 1 号に規定される指導監督を行う所員。ケースワーカー（以下 CW という）が行う保護の開始・変更・廃止決定の審査の他、CW の訪問の履行確認、面接の同席、他係・関係機関との連絡、調整、新規相談（インテーク）の同席、援助方針の策定、係運営など。

(2) 地区担当員 (CW)

社会福祉法第 15 条第 1 項第 2 号に規定される現業を行う所員。保護の開始・変更・廃止決定等、保護費の算定、保護の要否判定（保護が必要か否か国の定めた基準に照らし、計算する。）を行う。また、それに伴う調査を実施する。

被保護者の自立の助長を目的とし、生活状況の把握及び支援を行う。具体的には年 2 回以上の家庭訪問（局長通知第 12 の 1（2）に規定）、就労指導・支援の他、施設入所や入院等の際の同席や同行、ケースカンファレンスへの出席等、生活全般の支援を行う。

(3) 専門職嘱託員

① 生活保護法・実施要領に規定される職務を行う職員

(ア) 面接相談員・・・生活に困窮する相談者からの相談に応じ、相談者の状況に合わせた生活保護法以外の法や施策の活用等の助言のほか、生活保護制度の説明を行い、申請意思を確認し申請を受理する業務を行う。相談者の状況から市役所への来所が難しい場合（入院や障害等）は、訪問して面接を行うこともある。

(イ) 就労支援員・・・被保護者の就労の支援を行う。具体的には被保護者との面接を通し就労意欲を喚起すること、求職情報を提供し応募を促すこと、就職面接の受け方や履歴書の作成方法のアドバイスなど、就職活動に関する支援全般を行う。

② 専門的領域から地区担当員の職務をサポートする職員

(ア) 健康管理支援員・・・被保護者で精神疾患があるが通院が中断している、もしくは精神疾患のおそれがある者の支援の他、通院や入院はしているが、被保護者一人では医療機関との意思疎通や調整等が困難な者の通院同行やカンファレンスへの同席、入院時の付き添い等の支援を行う。

(イ) 高齢者支援員・・・被保護者のうち高齢者世帯の支援を行う。具体的には家庭訪問等を通し安否確認の他、生活における困りごとや相談等を聞き取り、地区担当員へ報告するだけでなく、ケアマネージャー等の適切なサービスに繋げる。

(ウ) 適正受給調査員・・・主に被保護者の年金受給権の調査を行う。被保護者の経歴等を確認の上、年金事務所に照会文書を送付し年金記録の調査を行う。また被保護者の親族の存否確認のため、戸籍照会等を行う。

(エ) 多重債務者等支援員・・・多重債務を抱える者等、家計管理に問題のある被保護者の家計管理支援を行う。